

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
名称 水島エコワークス株式会社
代表取締役 藤井 和夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日 令和 2年 1月 5日

許可の有効年月日 令和 7年 1月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（ガス化改質方式の焼却）
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
「裏面に記載」

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 : 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設
設置場所 : 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
設置年月日 : 平成16年12月24日
処理能力 : 555トン/日（24時間、185トン/日×3基）
許可年月日 : 平成15年3月20日
許可番号 : 第（3、5、8、13の2）-K50号
- (2) 施設の種類 : 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
設置場所 : 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
設置年月日 : 平成26年4月30日
処理能力 : 8.84 m³/日（24時間、4.42 m³/日×2基）
許可年月日 : 平成26年1月31日
許可番号 : 第（12）-K01号

3. 許可の条件

施設の設置場所 : 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
用地面積 : 33,281 m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 1月 5日 新規許可
平成19年 4月 5日 変更届に伴う許可証の書換え（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の一部廃止）
平成26年 5月20日 変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加）
令和 2年 1月 5日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定により準用する規則第10条の4第5項による許可証の提出の有無 無

(裏面)

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類、軽油類に限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物(以下の有害物質を含むものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの

廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったもの、ポリ塩化ビフェニルの濃度が 5,000 mg/kg 以下の廃油に限る。)

ポリ塩化ビフェニル処理物(上記廃ポリ塩化ビフェニル等処理したもの、又はポリ塩化ビフェニルの処理物のうちその濃度が 5,000 mg/kg 以下の廃油に限る。)

燃え殻(ｶﾞ`ｼﾞ`ム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾙ`ム化合物、砒素又はその化合物、セ`ｼﾞ`又はその化合物若しくはﾀﾞ`ｲ`ｷ`ｼ`ﾝ類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

汚泥(水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)、ｶﾞ`ｼﾞ`ム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾞﾙ`ム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエ`ﾌ`ﾝ、テトラクロロエ`ﾌ`ﾝ、ジクロロメ`ﾝ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、ｼ`ｽ`-1,2-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、1,1,1-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1,2-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,3-ジクロロプロ`ﾟ`ﾝ、ｸﾞ`ﾗ`ム、ｼ`ﾞ`ｼ`ﾝ、ｸﾞ`ﾙ`ﾌ`ﾝ、ベンゼ`ﾝ、セ`ｼﾞ`又はその化合物若しくはﾀﾞ`ｲ`ｷ`ｼ`ﾝ類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃油(トリクロロエ`ﾌ`ﾝ、テトラクロロエ`ﾌ`ﾝ、ジクロロメ`ﾝ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、ｼ`ｽ`-1,2-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、1,1,1-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1,2-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,3-ジクロロプロ`ﾟ`ﾝ若しくはベンゼ`ﾝを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃酸(水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)、ｶﾞ`ｼﾞ`ム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾞﾙ`ム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエ`ﾌ`ﾝ、テトラクロロエ`ﾌ`ﾝ、ジクロロメ`ﾝ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、ｼ`ｽ`-1,2-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、1,1,1-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1,2-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,3-ジクロロプロ`ﾟ`ﾝ、ｸﾞ`ﾗ`ム、ｼ`ﾞ`ｼ`ﾝ、ｸﾞ`ﾙ`ﾌ`ﾝ、ベンゼ`ﾝ、セ`ｼﾞ`又はその化合物若しくはﾀﾞ`ｲ`ｷ`ｼ`ﾝ類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ(水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)、ｶﾞ`ｼﾞ`ム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾞﾙ`ム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエ`ﾌ`ﾝ、テトラクロロエ`ﾌ`ﾝ、ジクロロメ`ﾝ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、ｼ`ｽ`-1,2-ジクロロエ`ﾌ`ﾝ、1,1,1-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,1,2-トリクロロエ`ﾀ`ﾝ、1,3-ジクロロプロ`ﾟ`ﾝ、ｸﾞ`ﾗ`ム、ｼ`ﾞ`ｼ`ﾝ、ｸﾞ`ﾙ`ﾌ`ﾝ、ベンゼ`ﾝ、セ`ｼﾞ`又はその化合物若しくはﾀﾞ`ｲ`ｷ`ｼ`ﾝ類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

鉍さい(水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)、ｶﾞ`ｼﾞ`ム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾙ`ム化合物、砒素又はその化合物若しくはセ`ｼﾞ`又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

ばいじん(水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)、ｶﾞ`ｼﾞ`ム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾙ`ム化合物、砒素又はその化合物、セ`ｼﾞ`又はその化合物若しくはﾀﾞ`ｲ`ｷ`ｼ`ﾝ類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

輸入廃棄物に係るばいじん、燃え殻及び汚泥